

令和2年度第5回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和2年7月30日(木) 午後3時30分から
岡崎市役所 福社会館6F 大ホール

2 会議に付した議案

- 議案第32号 会長及び同職務代理者の互選について
- 議案第33号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 議案第34号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について
- 議案第35号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について
- 議案第36号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
- 議案第37号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第38号 農地利用集積計画について
- 議案第39号 農用地利用配分計画案について

報告

- 報告第23号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について
- 報告第24号 現況証明願について
- 報告第25号 農地の転用のための届出の受理について
- 報告第26号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

(農業委員)

- 1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、3番 木俣 壽人、4番 酒井 功二、
5番 柴田 若江、6番 神谷 六雄、7番 酒井 誠一、8番 鈴木 要、
9番 近藤 健次、10番 成田 恭淑、11番 保田 眞吉、12番 大竹 博久、
13番 加藤 健一、14番 内藤 六市、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、
17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

- 20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司
24番 浅岡 治徳、25番 太田 政俊、26番 川澄 秀世、27番 柴田 享、
28番 高木 政昭、29番 中野 永太郎、30番 八田 導英、31番 市川 眞人、
32番 加藤 春雄、33番 新實 文夫、34番 早川 勝英、35番 阿部田 光春、
36番 三浦 弘正、37番 舩 憲明、38番 山内 隆一

4 欠席委員

(農業委員) なし

(農地利用最適化推進委員) なし

5 出席事務局員等

岡崎市長 内田 康宏

農業委員会事務局 事務局長 植山 論、事務局次長 山内 増樹、
総務係係長 室田 すみえ、主任主査 遠藤 研吾、
主査 三矢 洋平、主事 加藤 節、主事 粟生 大樹
農務課 総務係 主査 豊田 明都

6 議事の内容

事務局長：農業委員の皆様、本日は大変お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。事務局長の植山でございます。よろしくお願ひいたします。本日の総会は、農業委員の任期満了後、最初の総会のため、農業委員会法第27条第1項の規定により岡崎市長が招集いたしました。開会に先立ちまして、内田市長から御挨拶を申し上げます。

市長：（挨拶）

事務局長：ありがとうございました。市長は公務のため、退席されます。

（市長退席）

事務局長：この後の進行は、事務局次長に変わります。

事務局次長：本日の総会開催に当たりまして、事前にご説明させていただきますが、農業委員会等に関する法律により、岡崎市農業委員会の構成は、市長から任命された委員19名と農地利用最適化推進委員19名でございます。法律により、推進委員の方には議決権がありませんが、情報を共有し、農業委員会に関する事務を推進することを目的として全員参集させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。次に、本日の総会の議長ですが、会長が互選されるまでの間、仮の議長の選出をさせていただきます。岡崎市農業委員会総会会議規則第6条第2項に従い、農業委員の年長者であります内藤委員にお願いしたいと思います。内藤委員は議長席へ移動をお願いします。

（内藤委員 議長席へ移動）

内藤 委員：それでは、ただ今から農委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員はおりませんので、定数に達しております。議事に入ります。議事録署名者2名の選出についておはかりいたします。会長一任で御異議ございませんか。

委員：（異議なし）

内藤 委員：それでは10番 成田 恭淑委員と11番 保田 眞吉委員にお願いいたします。それでは、議案第32号 会長及び同職務代理者の互選について、議題と

いたします。始めに互選の方法について、お諮りいたします。互選の方法は岡崎市農業委員会規定第3条に無記名投票による投票と、指名推薦による方法が規定されています。判例に従い、指名推薦による方法といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

内藤 委員：ご異議もないようですので、指名推薦の方法といたします。それでは農業委員会会長について、お尋ねいたします。農業委員会会長としてふさわしい方を推薦される委員の方はいらっしゃいませんか。

加藤 委員：会長職は非常に責任重大でとても大変な職務だと思っております。そこで、前期会長職を見事に務められました羽根田正志委員を引き続き会長に推薦させていただきたいと思っております。

内藤 委員：ただいま羽根田正志委員の推薦がありましたが、他に推薦される方はいらっしゃいませんか。

(なし)

内藤 委員：他に推薦される方もいないようですので、次に会長職務代理者についてお尋ねいたします。会長職務代理者としてふさわしい方を推薦される委員の方はいらっしゃいませんか。

河内 委員：会長職務代理者については、農業について知識が豊富で見識のある石川修次委員を推薦したいと思います。

内藤 委員：ありがとうございました。ただいま石川修次委員の推薦がありましたが、他に推薦される方はいらっしゃいませんか。

(なし)

内藤 委員：他に推薦される方もいないようですので、羽根田正志委員を会長に、石川修次委員を会長職務代理者に互選することに承認されるかたは挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

内藤 委員：ありがとうございました。全員挙手ですので羽根田正志委員を会長に、石川修次委員を会長職務代理者に決定いたします。ご協力ありがとうございました。

事務局次長：ここで議長を交代いたします。会長及び会長職務代理者は席をご移動ください。

会長：それでは議案第 33 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地利用最適化推進委員の委嘱について、議案書に沿って説明を行った。）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、承認するものとします。続いて議案第 34 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 2 件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：24 番 調査日 7 月 26 日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。申請書記載事項の真否は真であります。当事者間において合意できています。受人は耕作することが確実と認められます。受人は取得後、下限面積以上耕作していると認められます。申請理由は、受人・渡人とも適当です。受人には貸農地又は不耕作地はありません。地域農業との関係は、調和が図られ支障ありません。効率的に耕作ができる状況であると認められます。取得後も全ての農地を耕作すると認められます。よって、調査員総合意見として許可と考えます。

保田 委員：25 番 調査日 7 月 24 日。本議案は、農業の経営の充実を図りたい譲受人と高齢で耕作できないため譲り渡したい譲渡人とで合意できたため、申請されたものです。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。本人また近隣の耕作者の聞き取りにより、譲受人に貸農地又は不耕作地がないことを確認しております。耕作機械の保有状況、また、作業人員からみて、取得後も全ての農地を耕作すると認められます。その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見として許可と考えます。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。

会長：次に議案第 35 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 13 件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

石川 委員：50 番 調査日 7 月 28 日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。農地区分は第 2 種農地です。最寄りの集落からの距離は概ね 50m 以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

河内 委員：51 番 調査日は 7 月 25 日。この議案は、岡崎市発注の排水管布設工事を請け負ったが、工事に伴い発生する資材を置く場所がないため、申請地を資材置場として利用したいというものです。申請地の近辺は、荒廃農地となりつつある農地が多く、転用による地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

加藤(健) 委員：52 番 調査日 7 月 28 日。この議案は、岡崎市上下水道局工事課の工事で使用する資材置場として利用したい申請となります。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。申請地の状況は畑です。最寄りの集落からの距離は 50m 以内です。転用による地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他の注意事項はありません。よって、総合意見として許可と考えます。

川澄 委員：53 番 調査日 7 月 25 日。この議案は、現在実家で両親と妻と子供 2 人の 6 人で暮らしているが、子供の成長にともない手狭になったため申請地に分家住宅を建築したいという申請になります。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。申請地の状況は畑です。最寄りの集落からの距離は概ね 50m 以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他の注意事項はありません。よって、総合意見として許可と考えます。

54 番 この議案は、現在借家に妻と子供の3人で暮らしているが、子供が生まれて手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいという申請になります。聞き取りをした結果、私の意見としては許可としたいと思います。請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。申請地の状況は畑です。最寄りの集落からの距離は概ね50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他の注意事項はありません。よって、総合意見として許可と考えます。

柴田（享） 委員：55 番 調査日7月24日。この議案は、現在借家に妻と暮らしているが、家財道具が増えて手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいという申請になります。申請地は平成2年頃から資材置き場として利用されていたため始末書が添付されています。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。農地区分は第2種農地です。最寄りの集落からの距離は概ね50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

中野 委員：56 番 調査日7月23日。この議案は現在借家で暮らしているが、結婚後家財が増え手狭であるため申請地に分家住宅を建築したいということで申請がでておりますが、調査により地域農業への影響はありませんので、許可と考えます。

事務局：番号57番は前農業委員の成瀬金芳委員が調査されましたので、事務局より説明させていただきます。調査年月日令和2年7月25日。今回の議案は岡崎市発注の下水道工事を施工するために、資材置場として利用したいという一時転用案件になります。申請地の状況は畑となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響、被害防除処置等は問題ないことは近隣の耕作者に聞き取りをして確認しております。その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見としては可とする報告を受けております。

番号58番から60番は前農業委員の市川悦通委員が調査されましたので、事務局より説明させていただきます。

番号58番、調査年月日は令和2年7月26日です。この議案は父が所有する土地に分家住宅を建築したいというものになります。申請地の状況は畑となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響、被害防除処置等は問題ないことは近隣の耕作者に聞き取りをして確認しております。その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見としては可とする報告を受けております。

番号59番、調査年月日は令和2年7月26日です。この議案は運送会社の営業所

の隣接地に駐車場敷地を拡張するものになります。申請地の状況は田となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響、被害防除処置等は問題ないことは近隣の耕作者に聞き取りをして確認しております。その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見としては可とする報告を受けております。

番号 60 番、調査年月日は令和 2 年 7 月 26 日です。この議案は社会福祉施設の職員及び送迎用の駐車場を設置するものになります。申請地の状況は田となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響、被害防除処置等は問題ないことは近隣の耕作者に聞き取りをして確認しております。その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見としては可とする報告を受けております。

続きまして番号 61 番、62 番も前推進委員の兵藤護委員が調査されましたので事務局より説明させていただきます。

番号 61 番、調査年月日は令和 2 年 7 月 23 日です。この議案は、母が所有している土地に分家住宅を建築したいものになります。申請地の状況は畑となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響、被害防除処置等は問題ないことは近隣の耕作者に聞き取りをして確認しております。その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見としては可とする報告を受けております。

番号 62 番、調査年月日は令和 2 年 7 月 23 日です。この議案は、土木業を営む法人が申請地を工事用車両及び従業員用駐車場として利用したいという案件になります。申請地の状況は畑となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響、被害防除処置等は問題ないことは近隣の耕作者に聞き取りをして確認しております。その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見としては可とする報告を受けております。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものいたします。次に議案第 36 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って1件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

浅岡 委員：6番。本案件は箕川南部土地区画整理事業に該当する農地であり、造成後に換地を受け、現状は更地のような状態になっております。造成前は事由発生者が主たる従事者として農業を行っていたと確認できておりますので、調査員総合意見としては可とします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第37号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って2件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員である私が報告いたします。

羽根田 委員：8、9番は実質同一案件ですから併せてご説明いたします。調査年月日は7月25日。申出者の氏名については、議案書に記載の通りです。8、9番の申請者は兄弟であり、お父様から相続した農地の相続税の納税猶予を受けるための証明となります。申請人につきまして、被相続人から農地を相続して、相続人が引き続き特定貸付を行っていくということです。記載事項について間違いありませんでした。また、申請地での確認、本人への聞き取り等により申請地で特定貸付を行うと確認出来ております。よって、総合意見として許可と考えます。

会長：ただ今の議案について御質問はございませんか。

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 38 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 39 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った。)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	2 件
現況証明願について	3 件
農地の転用のための届出の受理について	8 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	20 件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

会長：御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

- 午後 4 時 14 分終了 -
上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（10 番）

岡崎市農業委員会委員（11 番）